



### スマホの紛失トラブルに ご注意!!

- ・スマホを紛失。探してもみつからないので2日後に警察に遺失物届を出していたが、翌日、身に覚えのない電子マネーの購入代金の請求があった。どうすればよいか。  
(20才代 男性)



スマホにクレジットカード情報等を登録している場合は、クレジットカード会社に連絡し、利用を停止する。

- スマホにはメール、電話帳、写真、クレジットカード情報など重要な情報が保存されているため、紛失により様々なトラブルが予想されます。
- 携帯電話会社へ連絡し、紛失時に利用できるサービスを確認する。  
(スマホの位置情報検索サービス、遠隔ロックサービス、電話回線を止める、遠隔操作で情報を削除する など)
- 警察に遺失物届を出す。
- 困ったときは、お住いの消費生活センターに相談してください。

くらしの  
安全安心



少しでも、不審に思ったら最寄りの消費生活センターへご連絡を!

あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活センター	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稲美町消費生活センター	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談センター	0794-63-1000		

消費者ホットライン番号 **188** (188泣き寝入りと覚えてね)

お近くの相談窓口につながります

